

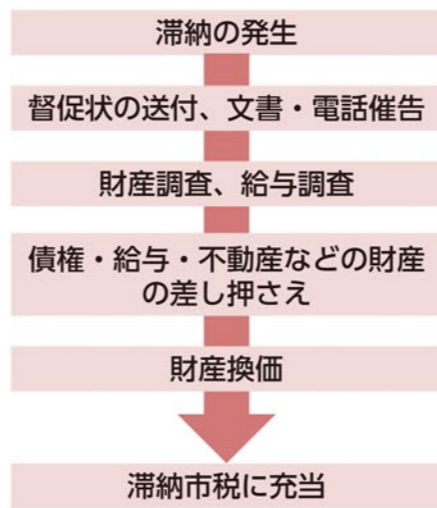
納期限内の自主納付を心掛けましょう

●市税は納期限内に納付しましょう

税金は、福祉や教育、道路整備をはじめ安心して生活できる環境づくりの原資となる大切な財源です。誰もが充実した行政サービスを受けられるよう、市税の納期限内納付にご協力をお願いします。

●市税を滞納してしまいます

税金を滞納（納期限までに納めないこと）してしまうと、本来の税金の他に「延滞金」を収めることとなります。また、滞納処分による強制的な税金の徴収を受ける場合があります。滞納処分は法律で定められていて、本人の意思に関わらず執行されます。



●納められない事情のある人は

何らかの事情で納付が困難な人は、一人で悩まずに未納のまま放置しないで、納税課へご相談ください。

●口座振替が便利です

市では、納期限日に指定の預金口座から自動に振り替えができる「口座振替」による納税を推奨しています。※申込用紙は、市内各金融機関や納税課にあります。



9月 納期の税

納期限は 10月1日(月)

固定資産税	3期
国民健康保険税	3期
後期高齢者医療保険料	3期
介護保険料	3期

夜間納税窓口

日時 9月28日(金)、午後5時15分～7時
場所・問い合わせ 納税課
(行政棟1階、☎内線1187・1188)

清掃センター内が 対面通行になります

焼却施設の基幹的改良工事に伴い、清掃センター内の通路が一方通行から「対面通行」になります。

自己搬入の際には交通事故のないよう、ご注意ください。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

期間 10月1日(月)～2020年度



適切なごみ出しにご協力を

ごみの集積所から収集できないごみが増えています。適切に出されていないごみには、収集できない理由を記載したシールを貼り、持ち帰りをお願いしています。ごみが収集されないと環境悪化の原因となりますので「ごみカレンダー」や「ごみ分別早見表」などを確認して適切な処理をお願いします。

※1※2 環境課、市民課、各公民館で配布しています。市ホームページでもご覧になれます。

●集積所から収集できない主な理由

- ▼分別していない
- ▼収集日が違う
- ▼透明か半透明の45リットル以下の袋に入っていない
- ▼ペットボトルや飲料缶のふたが取っていない
- ▼量が多い（1家庭2袋を目安）
- ▼家庭ごみではない（工場や商店、飲食店などの事業所から出されている）

ごみが散乱している集積所は不法投棄の原因となります。定期的に清掃するなど適切な管理をお願いします。

有害鳥獣対策で 電気柵を設置する人へ

2019年度に電気柵などの設置を検討している人向けに、資材購入費に係る補助制度の説明会を行います。

注意 説明会後の補助金申請締め切り日までに申請をしないと、2019年度の助成対象とはなりませんのでご注意ください。

日時 9月28日(金)、午前10時

会場 妙義中央公民館2階視聴覚室

対象 原則、受益者が2戸以上で、共同設置する事業

※条件によっては、1戸だけの設置でも補助対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

申し込み 9月26日(木)までに、JA甘楽富岡へ申し込みをしてください。

▼妙義地区の人

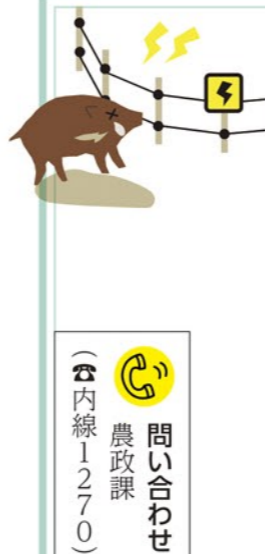
妙義営農センター ☎(73)21111

▼小野・東富岡地区の人

富岡中央営農センター ☎(63)11300

▼その他の地区の人

富岡農機センター ☎(63)60000



職場のセクハラ なくそう！

●自分に関係ないと思っていませんか
男女雇用機会均等法関係の相談で、最も多いのがセクハラです。セクハラは被害者や職場に深刻な損害を与え、内容によっては犯罪にもなります。

●このような言動はセクハラです

相手の意に反する性的言動によって就業環境を害する行為が職場のセクハラです。セクハラは男女関係なく、被害者にも加害者にもなり得ます。

▼性的な事実関係を尋ねること、性的な内容のうわさを流すこと、性的な冗談やからかい・食事やデートへのしつこい誘い・個人的な性的体験談を話すことなど。

▼性的な関係を強要すること、必要なく身体に接触すること、強制わいせつ行為など。

●事業主の義務

会社は、法律に基づきセクハラ防止対策を講じる義務があります。

●職場のセクハラに困っている人は

群馬労働局「ハラスメント対応特別相談窓口」にご相談ください。

※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日祝日を除く)
問い合わせ 群馬労働局 雇用環境・均等室 ☎027・896・4739